

みやこ町公告第122号

みやこ町スクールバス運行等業務について、公募型プロポーザル方式により業務受託者の選定を行いますので、下記のとおり公告します。

令和5年12月1日

みやこ町長 内田直志



記

1 業務名

みやこ町スクールバス運行等業務

2 業務内容

別紙「みやこ町スクールバス運行等業務仕様書」のとおり

3 契約上限額

本業務に係る上限額は、275,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。なお、この金額は、本業務に係る予算規模を示すためのものであり、上記に示す上限額での契約を確約するものではない。

年度ごとの上限額は次のとおりとする。

令和6年度	55,000,000円
令和7年度	55,000,000円
令和8年度	55,000,000円
令和9年度	55,000,000円
令和10年度	55,000,000円

4 契約期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5か年）

5 参加資格要件

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 法人税、消費税、法人事業税、法人県民税及び町税等の税の滞納がないこと。
- (4) 北九州市、京築地域内に本店、支店又は営業所等を有すること。
- (5) 法人又は役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力

団員並びにみやこ町暴力団排除条例（平成22年みやこ町条例第1号）第2条に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

6 手続等

- (1) みやこ町スクールバス運行等業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）各種様式等は、みやこ町公式ホームページにおいて、公表するので、適宜ダウンロードすること。
- (2) 参加申込書等の提出方法、提出期限及び提出先等の詳細については、実施要領を参照すること。

7 業務担当課

〒824-0892

福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

みやこ町教育委員会 学校教育課 総務係

TEL：0930-32-6005

FAX：0930-32-6015

E-mail：kyoumu@town.miyako.lg.jp